

審 第 9 5 5 号  
答 申 第 2 4 4 号  
令和2年7月31日

千葉県公安委員会委員長 岩沼 静枝 様

千葉県個人情報保護審議会  
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年9月6日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第219号

平成29年7月27日付けで審査請求人から提起された、平成29年7月13日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に対する審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成29年7月13日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年6月14日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「私が平成〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日までの間に〇〇のことについて〇〇署に相談した時に作成された〇〇署が保有する警察相談票」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、条例第22条第2項の規定により、開示請求が多くなされており、15日以内に開示・不開示の判断をすることが事務処理上困難であることを理由として、平成29年6月23日付け〇〇警発第〇〇号で自己情報開示決定等期間延長通知を行った。
- (3) 実施機関は、本件開示請求に対し、「警察相談票 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け管理番号〇〇」（以下「本件文書1」という。）及び「警察相談経過票 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け管理番号〇〇-〇〇」（以下「本件文書2」といい、本件文書1と併せて「本件文書」という。）を特定し、本件決定を行った。
- (4) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、平成29年7月27日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、平成29年9月6日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、以下のとおり主張している。

- (1) 本件審査請求の趣旨  
本件決定の取消しを求める。
- (2) 本件審査請求の理由
  - ア 相談→調査→報告は口頭でなされており、その調査情報を黒塗りにする明確な理由はない。
  - イ 調査による対象者の発言が黒塗りで、口頭報告では後々言った言わないの水掛け論レベルになってしまう。不毛なやり取りを防ぐ意味でも情報の開示を求める。
  - ウ 警察権力による公平公正な調査（捜査）が適正に行われたか否かは一方向の開示のみでは信用できかねる。双方の発言内容が公開され初めて適正に行われたことの担保になる。

#### 4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

##### (1) 対象文書の特定

実施機関において、本件開示請求内容に基づき対象文書の検索を実施したところ、審査請求人が求める「私が平成〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日までの間に〇〇のことについて〇〇署に相談した時に作成された〇〇署が保有する警察相談票」は、本件文書と特定した。

##### (2) 警察相談票の性質

###### ア 警察相談の定義

「警察相談」とは、警察に対し、指導、助言、相手方への警告、検挙等、何らかの権限行使その他の措置を求めるものをいう。

###### イ 警察相談票の作成

###### (ア) 県本部総合相談窓口

県本部総合相談窓口になされた警察相談については、相談者からその内容の詳細を聴取し、警察相談票（別記第1号様式）を作成の上、所属長に報告するものとする。

ただし、軽易な警察相談については、警察相談票を警察相談受付票（別記第2号様式）に代えることができるものとする。

###### (イ) 署総合相談窓口

署総合相談窓口になされた警察相談については、相談者の人定事項及び相談概要を聴取の上、処理部門に確実に引き継ぐものとする。

署総合相談窓口は、次長の指揮を受け、その処理部門を指定するものとする。

###### (ウ) 処理部門

処理部門は、その所掌事務に係る警察相談を処理するものとし、相

談者からその内容詳細を聴取した後、警察相談票を作成の上、所属長に報告するものとする。

ただし、軽易な警察相談については、警察相談票を警察相談受付票に代えることができるものとする。

処理部門は、相談の処理状況について、その経過を警察相談経過票（別記第3号様式）に記載の上、適宜所属長に報告するものとする。

#### ウ 警察相談票の構成

様式の構成は、決裁欄、管理番号欄、所属欄、受理日時欄、窓口欄、態様欄、取扱者欄、人身安全関連欄、件名欄、相談者欄、相手方欄、参考事項欄、指揮伺い欄、所属長指揮事項欄、危険度判定欄、処理担当課欄、措置区分欄、引継ぎ欄（自所属欄、他所属欄）、相談の要旨欄、措置結果欄等から構成されている。

### （3）本件決定の理由

#### ア 本件文書1

（ア）条例第17条第2号及び千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第65号。以下「警察職員規則」という。）に該当

別表の番号（以下単に「番号」という。）①決裁欄の係長以下の印影及び取扱者欄の氏名

警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、条例第17条第2号及び警察職員規則で定める警察職員の氏名に該当するため。

（イ）条例第17条第2号に該当

番号②取扱者欄の職員番号

職員番号は、警察職員個々に付与された番号であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報に該当するため。

（ウ）条例第17条第2号及び第6号ハに該当

a 番号③人身安全関連欄

開示請求者以外の個人に関する情報及び警察官の判断等により区分された後の取扱方針等が記載されており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、開示することにより、関係者に誤解や憶測を招き、警察業務への信頼関係が損なわれる等、相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

b 番号④危険度判定欄

開示請求者以外の個人に関する情報並びに危険性及び緊急性の有無等により区分した後の取扱方針等が記載されており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、

開示することにより、関係者に誤解や憶測を招き、警察業務への信頼関係が損なわれる等、相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(エ) 条例第17条第6号に該当

番号⑤取扱者欄の警電番号

一般には公表されていない警察電話の内線番号であり、開示することにより、当該内線電話の開設目的とは異なる架電を誘発したり、関係者から抗議を受ける等、警察業務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

イ 本件文書2

(ア) 条例第17条第2号及び警察職員規則に該当

番号⑥決裁欄の係長以下の印影、決裁欄外の印影及び取扱者欄の氏名

前記ア(ア)と同じ。

(イ) 条例第17条第2号及び第6号ハに該当

a 番号⑦人身安全関連欄

前記ア(ウ) aと同じ。

b 番号⑧危険度判定欄

前記ア(ウ) bと同じ。

c 番号⑨措置経過002(別紙)1欄の一部

開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、開示することにより、関係者に誤解や憶測を招き、警察業務への信頼が損なわれる等、相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(4) 本件決定の妥当性

審査請求人は、前記3(1)において、本件決定の取消しを求めていることから、不開示部分について検討を実施した。

ア 番号①⑥決裁欄の係長以下の印影、番号⑥決裁欄外の印影及び番号①⑥取扱者欄の氏名

条例第17条第2号及び警察職員規則該当の妥当性

条例は、審査請求人に係る個人情報の開示請求権を保障する一方で、条例第17条第2号本文により、開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの又は開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、開示対象から除外する旨を規定している。

また、条例第17条第2号は、同号本文に該当するものであっても、ただし書イ、ロ、ハ及びニに該当する場合は開示しなければならない旨

を規定している。

本件文書の該当部分は、条例第17条第2号本文に該当するとして不開示としており、いずれもただし書には該当しないと判断している。

以下、条例第17条第2号のただし書該当性について検討する。

(ア) ただし書イについて

ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を不開示とする個人情報例外として開示する規定である。

本件文書において、同号により不開示とした審査請求人以外の特定の個人に関する情報については、その情報を第三者に提供する法令等や慣行性は存在しない。

したがって、同号により不開示とした情報については、ただし書イには該当しない。

(イ) ただし書ロについて

ただし書ロは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」は開示すると定めている。

該当性の判断にあっては、「当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならない」とするものであるとされている。

本件開示請求の対応において、審査請求人以外の特定の個人に関する情報や同相談の対応に関与した警察官の氏名等を不開示とすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護に影響を及ぼすとは考えられず、開示することの必要性は認められない。

したがって、同号により不開示とした情報については、ただし書ロには該当しない。

(ウ) ただし書ハについて

ただし書ハは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分については、開示することを規定している。

ただし、かっこ書により、「(警察職員であって規則で定めるものの氏名を除く。）」としており、警察職員規則には、第1号の「警部補以下の階級にある警察官」、第2号の「前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員」の一定の階級にある警察官及び同階級に相当する職にある警察職員の氏名は不開示とすることを規定している。

本文書において不開示とした警察官氏名は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、警察職員規則に該当する。

(エ) ただし書ニについて

ただし書ニは、イ、ロ及びハに該当しない情報であり、かつ、開示することによって個人の生命、身体、財産その他の利益を侵害するおそれがないことが、開示請求者と開示請求者以外の個人の関係や個人情報の内容等から客観的に判断できる情報を開示する規定である。

したがって、一般的には個人情報を他人に明らかにすることは不利益であると考えられることから不開示とすることとなるが、例えば、自己の個人情報に含まれる第三者に関する情報で開示請求者がすでに知っていることが明らかであり、当該第三者も開示請求者に了知されていることを認識していると考えられ、かつ、当該第三者と開示請求者が利害を共通にする立場にある場合は、当該情報を開示しても第三者の権利利益を侵害することはなく、当該情報は開示されるものである。

本文書に係る相手方等の情報を審査請求人が既知っているのか明白ではなく、審査請求人と相手方等の利害が共通している立場にあるとはいえないことから、ただし書ニには該当しない。

イ 番号②取扱者欄の職員番号

条例第17条第2号該当の妥当性

条例第17条第2号については、前記アに述べたとおりである。

職員番号は、警察職員個々に付与された番号であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報である。

したがって、本文書1中の不開示とした職員番号は、条例第17条第2号に該当する。

ウ 番号③⑦人身安全関連欄、番号④⑧危険度判定欄及び番号⑨措置経過002（別紙）1欄の一部

条例第17条第2号及び第6号ハ該当の妥当性

条例第17条第2号については、前記アに述べたとおりである。

条例第17条第6号は、県の機関等の事務又は事業の適正な遂行を確保するため、事務又は事業を類型化してそれぞれ不開示とする情報の要件を定めたものであり、本文では、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼ

すおそれがある情報を包括的に定めている。

同情報について同号イからへまで例示的に掲げており、同号ハでは、「指導、相談、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ」を不開示情報と規定している。

(ア) 番号③⑦人身安全関連欄

人身安全関連欄は、相談内容を検討して人身安全関連事案該当の有無を項目にチェックし、該当する場合は、その事案の種別「男女間」、「ストーカー」、「DV」等をチェックするものであり、最終的に所属長が判断する。

同事案は、相談内容やその相手方に関する情報等を総合的に判断するものであり、開示請求者以外の個人情報に該当するとともに、同部分を開示した場合には、当該相談の人身安全関連のチェック項目を開示することになり、関係者からの誤解や憶測を招き、以後の相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件文書中の不開示とした人身安全関連欄は、条例第17条第2号及び第6号ハに該当する。

(イ) 番号④⑧危険度判定欄

危険度判定欄は、相談内容を検討し判断した危険度をA、B、Cの3段階で記載し、最終的に所属長が総合的に勘案して判断する。

危険度判定は、開示請求者以外の個人情報（個人識別情報）に該当するとともに、同部分を開示した場合は、当該相談の危険性の判断を開示することになり、関係者からの誤解や憶測（相談者が感じている危険度の差異）を招き、以後の相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件文書中の不開示とした危険度判定欄は、条例第17条第2号及び第6号ハに該当する。

(ウ) 番号⑨措置経過002（別紙）1欄の一部

措置経過002（別紙）1欄の一部は、相手方から聴取した内容等開示請求者以外の個人情報が記載されており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、開示することにより、関係者に誤解や憶測を招き、警察業務への信頼が損なわれる等、相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件文書2中の不開示とした措置経過002（別紙）1欄の一部は、条例第17条第2号及び第6号ハに該当する。

エ 番号⑤取扱者欄の警電番号



条例第17条第6号該当の妥当性

条例第17条第6号については、ウに述べたとおりである。

警電番号は、一般には公表されていない警察電話の内線番号であり、開示することにより、当該内線電話の開設目的とは異なる架電を誘発したり、関係者から抗議を受ける等、警察業務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件文書1中の不開示とした取扱者欄の警電番号は、条例第17条第6号に該当する。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、前記3(2)において、種々の主張を行っていることから、それぞれ検討を行う。

ア 前記3(2)アについて

警察官が調査した内容は、審査請求人に対し口頭報告されているが、その結果を記載した本件文書を黒塗りにする明確な理由はないと主張しているものと解される。

しかしながら、警察相談票はあくまでも相談者の相談に基づいて、警察が組織対応するために作成されるものであり、その記載内容全てを相談者に対して伝えるものではなく、警察相談票の記載事項の中には相談者が慣行上知り得ない情報が含まれることとなる。

したがって、本件決定における本件文書の不開示とした部分に関する不開示理由については、前記(3)に記載しているとおりであり、それぞれ不開示理由を明確に示していることから、この主張は認められない。

イ 前記3(2)イについて

本件文書2の措置経過002(別紙)1欄記載の相手方〇〇からの聴取内容の開示を求める主張と解されるが、審査請求人が開示を求めている不開示部分は、審査請求人が相談者として行っている警察相談の相手方から警察が聴取した内容をもとに作成された情報であり、開示請求者以外の特定期間に関する情報であるとともに、警察の聴取により作成された内容である以上、開示請求者が知り得ない情報であり、審査請求人がどのような主張をしたとしても、開示することにより相手方の権利利益を侵害するおそれがあるため、この主張は認められない。

ウ 前記3(2)ウについて

前記イと同様に相手方〇〇からの聴取内容の開示を求めるものであり、相手方の聴取内容が開示され初めて、警察権力による公平公正な調査(捜査)が適正に行われたことの担保となると主張しているものと解されるが、審査請求人が求めるように双方の言い分を審査請求人に開示するということは、開示請求人ではなく警察相談の相手方の情報をも開

示するということであり、前記イのとおり、開示することにより相手方の権利利益を侵害するおそれがあるため、この主張は認められない。

(6) 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であるとする。

5 審議会の判断

(1) 本件文書及び不開示情報について

ア 本件文書1は、審査請求人からなされた警察相談（以下「本件相談」という。）について、本件相談の処理のため、千葉県警察相談取扱規程（平成25年本部訓令第3号。以下「訓令」という。）第6条第1項の規定により、警察職員が審査請求人から本件相談の内容の詳細を聴取した後、本件相談の要旨、措置結果等を記載した文書である。本件文書2は、訓令第6条第2項の規定により、本件相談の処理状況等について、その経過を記載した文書である。

イ 本件文書のうち、実施機関が本件決定において不開示とした情報は、番号①から⑨までのとおりであり、審議会として、

(ア) 警察職員の氏名、印影及び職員番号（番号①、②及び⑥。以下「本件氏名等情報」という。）

(イ) 警電番号（番号⑤。以下「本件警電番号」という。）

(ウ) 本件相談事案の人身安全関連事案該当の有無及び危険度に係る警察職員の判断に関する情報（番号③、④、⑦及び⑧。以下「本件判断情報」という。）

(エ) 警察職員が審査請求人以外の第三者から聴取した情報（番号⑨。以下「本件聴取情報」という。）

と分類した。

ウ 実施機関は、これらの不開示情報について、前記4（3）及び（4）並びに別表のとおり、条例第17条第2号、第6号等に該当し、本件決定は妥当であると主張するので、以下、その不開示情報該当性について検討する。

(2) 不開示情報該当性について

ア 本件氏名等情報について

(ア) 実施機関は、本件氏名等情報のうち、氏名及び印影については、条例第17条第2号及び警察職員規則に該当し、職員番号については、条例第17条第2号に該当し、不開示が妥当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 本件氏名等情報は、警察職員の氏名、警察職員の姓を刻した印影及び警察職員個々に付与された職員番号であり、審査請求人以外の個人

に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

そして、氏名及び印影については、当該職員が警察職員規則第1号で定める警部補以下の階級にある警察官であることから、同号ただし書ハに該当せず、同号ただし書イ、ロ若しくはニに該当する特段の事情も認められない。

(ウ) したがって、本件氏名等情報は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

#### イ 本件警電番号について

(ア) 実施機関は、本件警電番号について、条例第17条第6号に該当し、不開示が妥当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 警電番号は、実施機関の各部署に割り当てられているものであるが、本来的には、機密性を要求される警察業務の特殊性から内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の固有情報であると考えられる。

そうすると、本件警電番号が開示されることにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

(ウ) したがって、本件警電番号は条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

#### ウ 本件判断情報について

(ア) 本件判断情報は、警察職員が本件相談内容を検討して、人身安全関連事案該当の有無及び危険度を判断した情報であり、定型的に記載することとされている。

(イ) 実施機関は、本件判断情報について、条例第17条第2号及び第6号ハに該当し、不開示が妥当であると主張するので、まず、同条第6号ハ該当性について、検討する。

(ウ) 本件判断情報は、前記(ア)のとおり、警察職員が本件相談内容に係る人身安全関連事案該当の有無及び危険度を判断した情報であり、本件判断情報を開示した場合、本件相談に係る関係者からの誤解や憶測を招き、警察相談業務への信頼が損なわれ、警察相談業務の目的が達成できなくなり、又は警察相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(エ) したがって、本件判断情報は、条例第17条第6号ハに該当し、実施機関が主張する同条第2号の該当性を検討するまでもなく、不開示が相当である。

#### エ 本件聴取情報について

(ア) 本件聴取情報は、警察職員が、本件相談の相手方である審査請求人

以外の第三者から本件相談内容について聴取した情報である。

(イ) 実施機関は、本件聴取情報について、条例第17条第2号及び第6号ハに該当し、不開示が妥当であると主張するので、まず、同条第6号ハ該当性について、検討する。

(ウ) 本件聴取情報は、前記(ア)のとおり、警察職員が本件相談内容について事実確認をするため相手方から聴取した情報であり、本件聴取情報を開示した場合、被聴取者からの警察相談業務への信頼が損なわれ、また、県民が実施機関に対して不信感を抱き、聴取に応じることをためらうことにつながり、その結果、警察相談への適切な措置がとれなくなるといえることから、警察相談業務の目的が達成できなくなり、又は警察相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(エ) したがって、本件聴取情報は、条例第17条第6号ハに該当し、実施機関が主張する同条第2号の該当性を検討するまでもなく、不開示が相当である。

### (3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

## 6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

### 審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年9月6日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
令和元年6月27日	審議（令和元年度第3回第1部会）
令和元年8月1日	審議（令和元年度第4回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会（五十音順）

氏名	職業等	備考
海野 朋子	千葉家庭裁判所家事調停委員	
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部特任教授	部会長
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者

別表

番号	対象文書	本件決定における不開示部分		本件決定における 不開示理由	審議会による区分
①	本件文書 1	1 頁	決裁欄の係長以下の印影及び取扱者欄の氏名	条例第 1 7 条第 2 号 及び警察職員規則	本件氏名等情報
②		1 頁	取扱者欄の職員番号	条例第 1 7 条第 2 号	本件氏名等情報
③		1 頁	人身安全関連欄	条例第 1 7 条第 2 号 及び第 6 号ハ	本件判断情報
④		1 頁	危険度判定欄	条例第 1 7 条第 2 号 及び第 6 号ハ	本件判断情報
⑤		1 頁	取扱者欄の警電番号	条例第 1 7 条第 6 号	本件警電番号
⑥	本件文書 2	1 頁	決裁欄の係長以下の印影、決裁欄外の印影及び取扱者欄の氏名	条例第 1 7 条第 2 号 及び警察職員規則	本件氏名等情報
⑦		1 頁	人身安全関連欄	条例第 1 7 条第 2 号 及び第 6 号ハ	本件判断情報
⑧		1 頁	危険度判定欄	条例第 1 7 条第 2 号 及び第 6 号ハ	本件判断情報
⑨		2 頁	措置経過 0 0 2 (別紙) 1 欄の一部	条例第 1 7 条第 2 号 及び第 6 号ハ	本件聴取情報